

平成 25 年 12 月 20 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟第 7 回口頭弁論について

本日14時から、佐賀地方裁判所において、玄海原子力発電所操業差止訴訟の第7回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として平成24年1月31日の第1次から8次にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は第8次提訴（平成25年11月21日）に対する答弁書を提出し、第1～7次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設計しており、また、地震・津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることでより安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、玄海原子力発電所から排出される温排水によって周辺海域が温暖化され、海洋生態系を破壊しているとする原告主張に対し、今回、当社は書面を提出し、玄海原子力発電所の温排水については、環境への影響を低減する対策を講じており、定期的実施している調査結果からも環境に著しい影響を及ぼすものではないことを確認しているという主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上